

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第12-86号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表			別表		
機 関	職		機 関	職	
本庁	(略)		本庁	(略)	
知事部局	危機管理監 部長 局長 参与 広報監 情報企画監 副部長 副局長 次長 観光局長 都市局長 技監 総括政策監 政策監 課長 室長（課に置かれる室の長を含む。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 <u>法務管理監</u> 情報主幹 課長 補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） （知事政策局政策課関係） 総括政策企画員 政策企画員 （知事政策局秘書課関係） 参事 総務係長 秘書係長 副参事（秘書の事務を行うものに限る。） 総務係及び秘書係の主査、主任及び主事 （知事政策局行政改革推進室関係） 政策企画員 （総務管理部財政課関係） 財政調整員	知事部局	危機管理監 部長 局長 参与 広報監 情報企画監 副部長 副局長 次長 観光局長 都市局長 技監 総括政策監 政策監 課長 室長（課に置かれる室の長を含む。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） （知事政策局政策課関係） 総括政策企画員 政策企画員 （知事政策局秘書課関係） 参事 総務係長 秘書係長 副参事（秘書の事務を行うものに限る。） 総務係及び秘書係の主査、主任及び主事 （知事政策局行政改革推進室関係） 政策企画員 （総務管理部財政課関係） 財政調整員		

		<p>(総務管理部人事課関係) 企画調査係長 人事係長 人材育成係長 給与係長 健康管理室の副参事 企画調査係、人事係、人材育成係及び給与係の主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。)</p> <p>(総務管理部<u>法務文書課</u>関係) 法務班の法務調整員、主査、主任及び主事(法規審査に関する事務を行うものに限る。)</p> <p>(総務管理部管財課関係) 庁舎管理係長 警備長 副警備長</p>			<p>(総務管理部人事課関係) 企画調査係長 人事係長 人材育成係長 給与係長 健康管理室の副参事 企画調査係、人事係、人材育成係及び給与係の主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。)</p> <p>(総務管理部<u>文書私学課</u>関係) 法務班の法務調整員、主査、主任及び主事(法規審査に関する事務を行うものに限る。)</p> <p>(総務管理部管財課関係) 庁舎管理係長 警備長 副警備長</p>
		(略)			(略)
本庁以外の機関		(略)			(略)
	東京事務所	所長 副所長		東京事務所	所長 副所長
				県立看護大学	学長 副学長 事務局 長 事務局次長
		(略)			(略)
	食肉衛生検査センター	所長 次長		食肉衛生検査センター	所長 次長
	(略)			あけぼの園	園長 次長
		(略)			(略)
備考		(略)		備考	(略)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。